

令和5年5月30日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 定期調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者70,000名及び当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に定期調査を実施した。

なお、令和4年度は、買ったたきに係る違反行為が多く認められる業種等について重点的に調査するため、調査対象となる親事業者数を令和3年度から5,000名拡大したものである。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等（注1）	37,993	176,799	214,792
役務委託等（注2）	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	36,128	196,879	233,007
役務委託等	23,872	103,121	126,993

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

また、下請事業者を対象とした定期調査においては、

- ①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること
- ②定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること
- ③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を案内することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（「申告」）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（令和4年1月26日に設置した「違反行為情報提供フォーム」に関しては、後記第2の1を参照）。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、公正取引委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(1)イ(i)参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,267件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期書面調査によるものが8,188件、下請事業者等からの申告によるものが79件である。

イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,757件であり、このうち、8,671件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数(注)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は6件であり、いずれも製造委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成29年度以降の勧告事件については、参考資料を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が3件、返品が2件、買ったたきが1件、不当な経済上の利益の提供要請が2件となっている^(注)。

減額については、「写真代」、「歩引」、「でんさい手数料」及び「センターフィー」の名目で金銭を徴収する行為のほか、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、事業者が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引く行為が問題となった。

返品については、下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、商品を引き取らせていた行為等が問題となった。

買ったたきについては、原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対し、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼させ、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し、著しく低い下請代金の額を不当に定めていた行為が問題となった。

不当な経済上の利益の提供要請については、下請事業者に自社が所有する木型及び金型を無償で保管させる行為等が問題となった。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第3表及び第1図参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、

違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

令和4年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は23件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は20件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

令和4年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者91名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額8億2106万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 後記(4)記載の金額に含まれている。

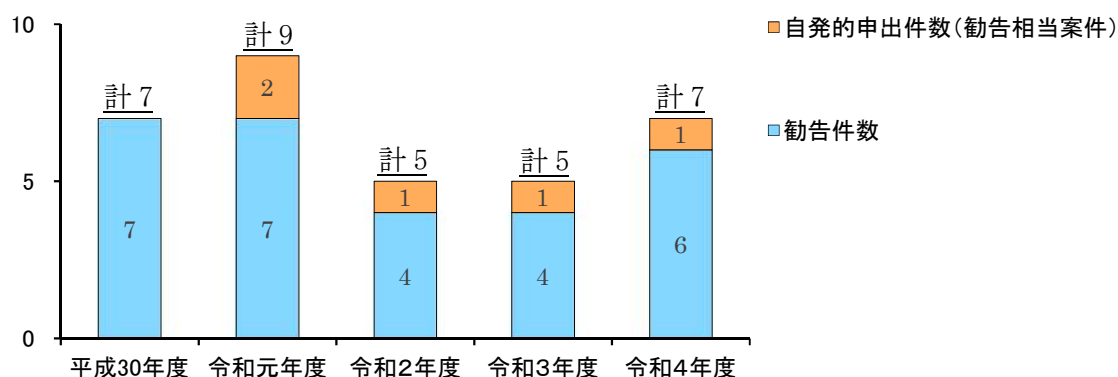
第3表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
73	78	24	32	23

第1図 勧告件数及び自発的な申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

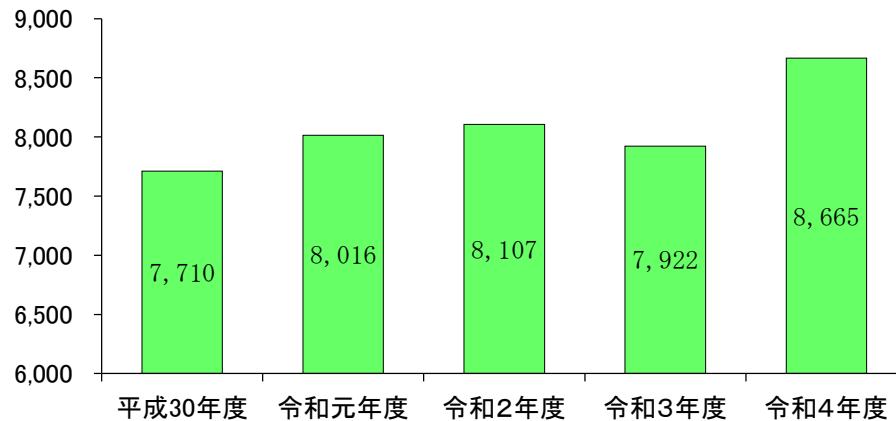


(ウ) 指導（第2図参照）

指導件数は8,665件となっている。指導件数8,665件のうち5,305件が製造委託等に係るもの、3,360件が役務委託等に係るものであった。

第2図 指導件数の推移

[単位:件]



(イ) 買ったたきに関連する下請法違反実例(第3図、別紙2及び別紙3参照)

公正取引委員会は、令和3年9月8日に公表した「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」において、親事業者に対して違反行為の改善を求める際に、最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連して、下請事業者に不当なしわ寄せを行わないよう注意喚起文書を交付し要請することとしたところ、令和4年度においては、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者8,671名に対し、当該指導に加え、最低賃金の引上げ等に伴い、下請事業者に対し買ったたき、下請代金の減額、支払遅延等の下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

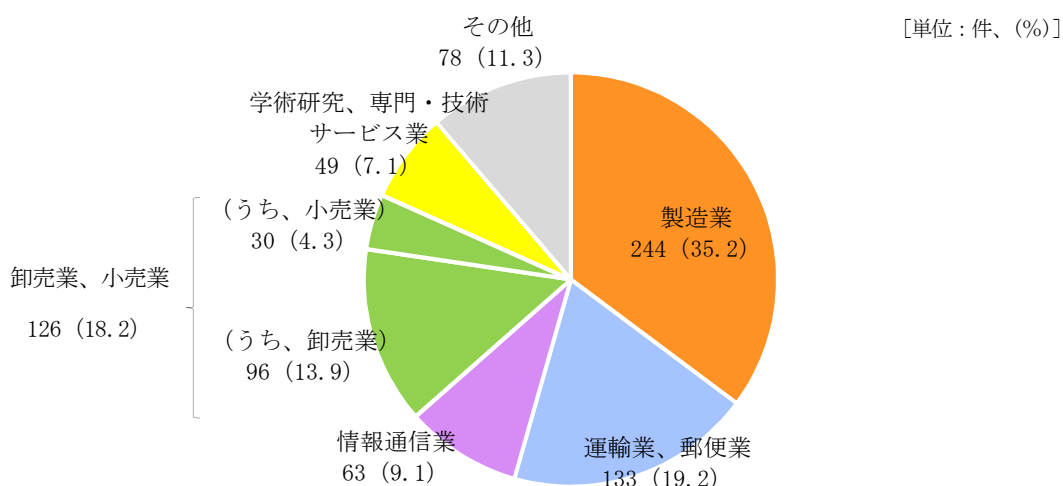
また、公正取引委員会は、令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関連して、令和5年1月から3月までの間、買ったたきに関する集中調査を実施し、121件の立入調査を行うとともに、693件の指導を行った。

さらに、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月31日、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、下請法上の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種を選定した(後記第2参照)。当委員会は、令和4年度においては、174件の重点的な立入調査を実施した。

加えて、令和4年度においては、原材料価格の上昇等を背景として、単価の引上げを求める下請事業者に対する行為について、初めて買ったたきとして勧告を行った(別紙1参照)。

買ったたきに関連する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

第3図 転嫁対策に向けた集中取組期間（令和5年1月～3月）における買いたたきの指導件数（693件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注1) ()内の数値は令和5年1月から3月までの間における買いたたきの指導件数(693件)に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注2) 日本標準産業分類中分類による業種別内訳は別紙3のとおり。

(オ) 金型に関連する下請法違反事例（別紙2参照）

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月には報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に対処することとしているところ、金型に関連する下請法違反事例は別紙2のとおりである。また、令和4年度においては、下請事業者に自社が所有する木型及び金型を無償で保管させた行為に対して不当な経済上の利益の提供要請に該当するとして初めて勧告を行った（別紙1参照）。

(カ) フリーランスに関連する下請法違反事例（別紙2参照）

近年、個人の働き方の多様化や産業構造の変化等により雇用によらない働き方の増加が予想されており、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が政府全体として課題となっているところ、公正取引委員会は、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省と共同して、フリーランスとの取引に関する下請法上の考え方等を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を令和3年3月26日に公表した。

こうした中で、公正取引委員会は、令和4年度においては、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者8,671名に対し、当該指導に加えて、親事業者との関係で弱い立場にある個人事業者と取引を行う場合には、注文書（取引条件等の必要記載事項を記載した書面）を必ず交付し、定められた

支払期日までに下請代金を確実に支払うとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、フリーランスに関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、フリーランスに関連する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

(キ) 下請代金支払の適正化に関する取組

公正取引委員会は、中小事業者等の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、中小企業庁との連名で、関係事業者団体約 1,400 団体に対して、おおむね 3 年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを 60 日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を令和 3 年 3 月 31 日に行った。

こうした中で、公正取引委員会は、令和 4 年度、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者 8,671 名に対し、当該指導に加えて、令和 3 年 3 月 31 日付け要請の内容に関する注意喚起を行った。

(ク) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和 4 年 5 月 20 日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした（後記第 2 参照）。当委員会は、令和 4 年度においては、9 件について改善報告書の提出を求めた。

ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙 4 参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,671 件の地区ごとの内訳は別紙 4 のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,457 件、51.4%）、②近畿地区（1,414 件、16.3%）、③中部地区（907 件、10.5%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を令和 3 年度と比べると、多くの地区において増加している。

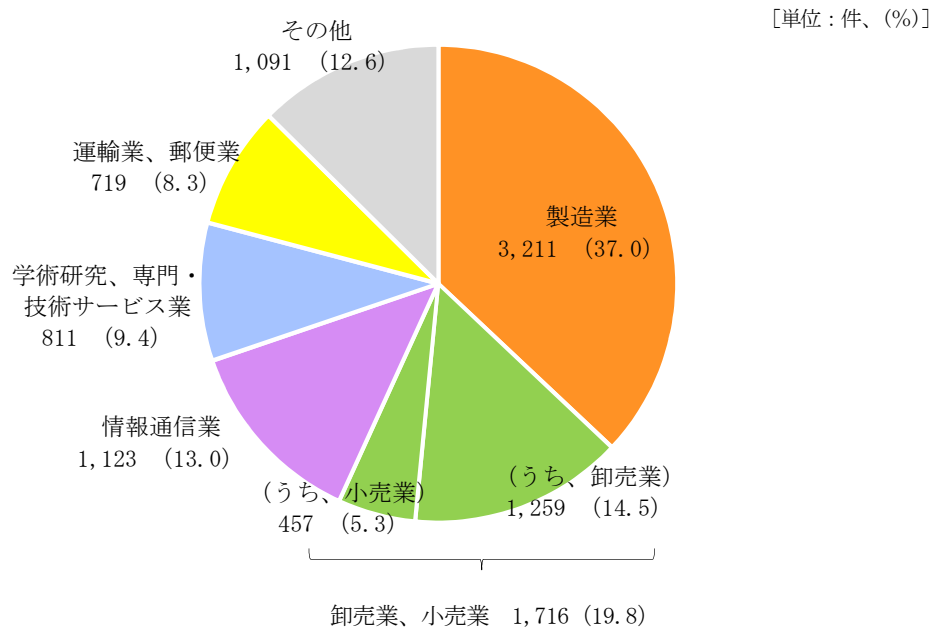
(2) 措置件数の業種別内訳

ア 全体の状況（第 4 図参照）

下請法違反事件に係る措置件数は 8,671 件であり、令和 3 年度に比べて 745 件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（3,211 件、37.0%）、②卸売業、小売業（1,716 件、19.8%）、③情報通信業（1,123 件、13.0%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

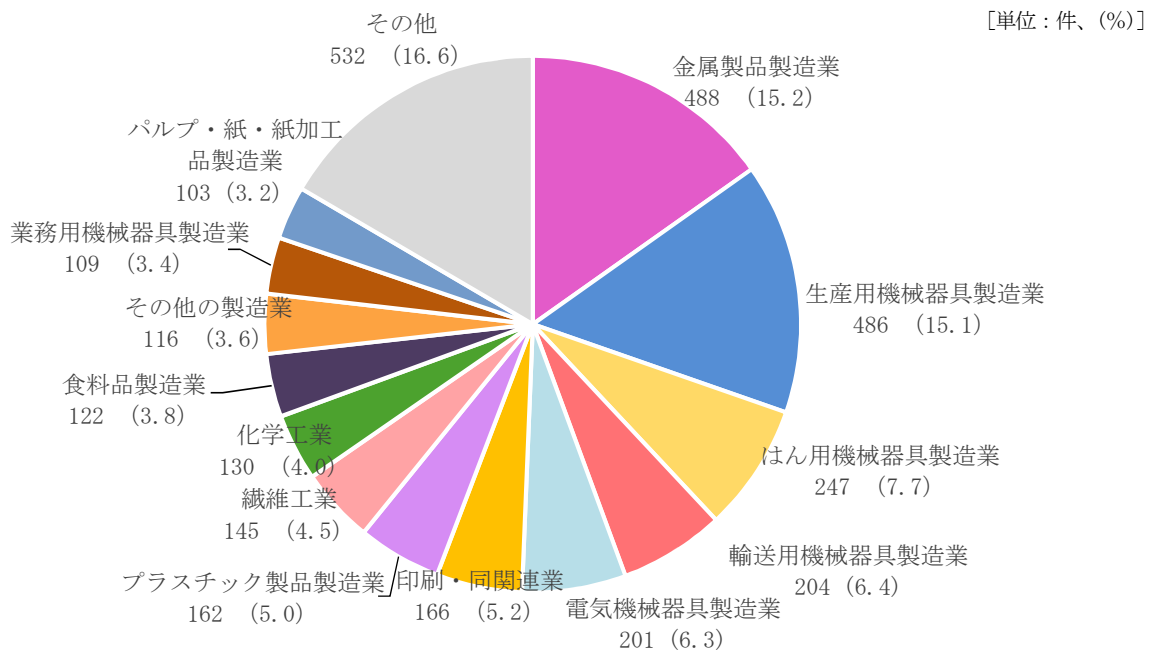
これら 3 業種は令和 3 年度においても措置件数の多い上位 3 業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4図 措置件数（8,671件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。

第4-1図 製造業に対する措置件数（3,211件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

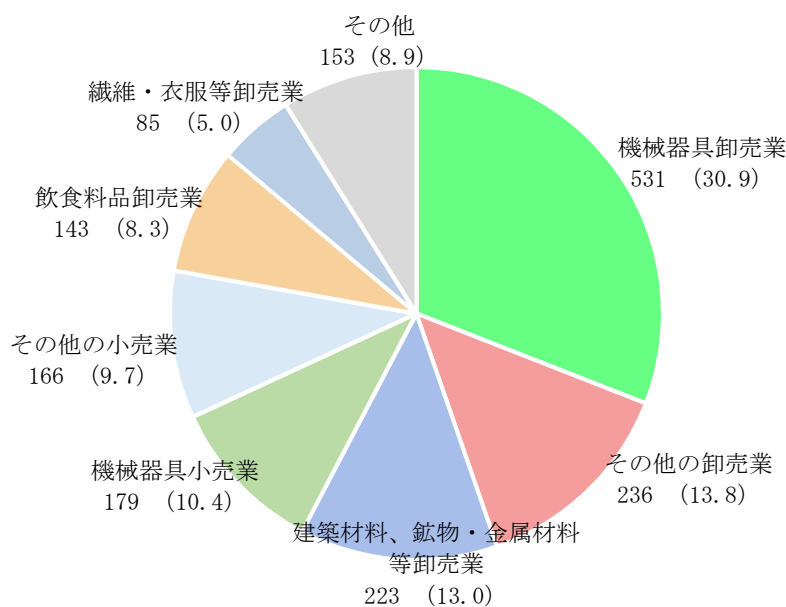


(注) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,716件）の内訳

（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、（%）]

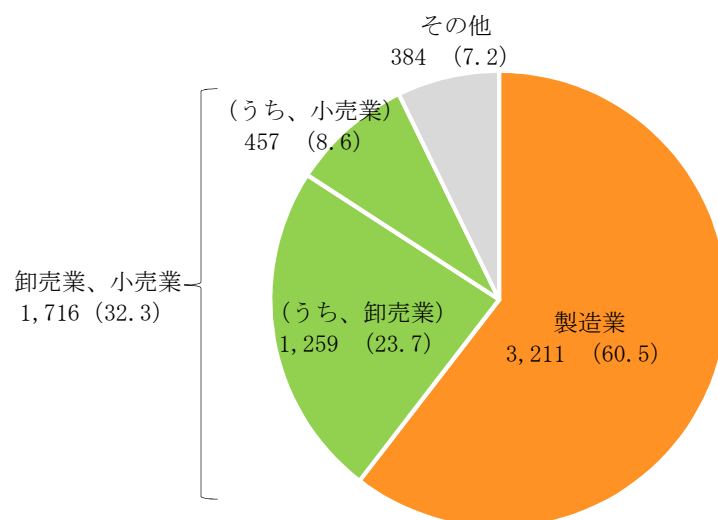


（注）（ ）内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第5図参照）

第5図 製造委託等に係る措置件数（5,311件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件、（%）]

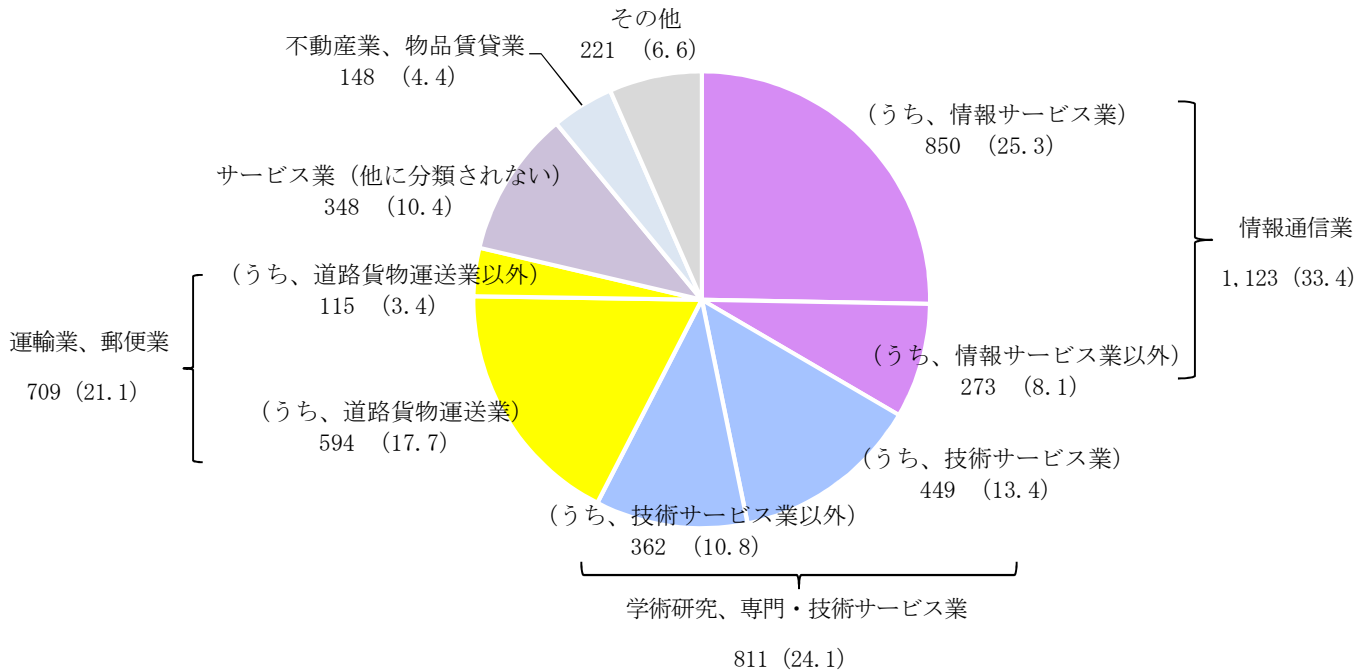


（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第6図参照）

第6図 役務委託等に係る措置件数（3,360件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位: 件、(%)]



(注) () 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

ア 全体の状況（第7図参照）

(7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で 14,629 件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が 7,531 件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が 7,098 件となっている。

(4) 実体規定違反件数 7,098 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が 4,069 件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 57.3%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が 1,273 件（同 17.9%）、③買ったたきが 913 件（同 12.9%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約9割を占めている。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和4年度	6,697 (88.9)	834 (11.1)	7,531 (100)	49 (0.7)	4,069 (57.3)	1,273 (17.9)	22 (0.3)	913 (12.9)	50 (0.7)	71 (1.0)	225 (3.2)	349 (4.9)	73 (1.0)	4 (0.1)	7,098 (100.0)	14,629
製造委託等	4,271 (89.7)	492 (10.3)	4,763 (100)	36 (0.8)	2,273 (52.3)	860 (19.8)	19 (0.4)	524 (12.1)	31 (0.7)	61 (1.4)	211 (4.9)	278 (6.4)	52 (1.2)	3 (0.1)	4,348 (100.0)	9,111
役務委託等	2,426 (87.6)	342 (12.4)	2,768 (100)	13 (0.5)	1,796 (65.3)	413 (15.0)	3 (0.1)	389 (14.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	14 (0.5)	71 (2.6)	21 (0.8)	1 (0.0)	2,750 (100.0)	5,518
令和3年度	5,401 (88.1)	732 (11.9)	6,133 (100)	48 (0.6)	4,900 (62.2)	1,195 (15.2)	11 (0.1)	866 (11.0)	48 (0.6)	72 (0.9)	293 (3.7)	332 (4.2)	101 (1.3)	12 (0.2)	7,878 (100)	14,011
製造委託等	3,703 (89.2)	450 (10.8)	4,153 (100)	40 (0.8)	2,909 (57.9)	826 (16.4)	9 (0.2)	493 (9.8)	29 (0.6)	62 (1.2)	282 (5.6)	290 (5.8)	79 (1.6)	9 (0.2)	5,028 (100)	9,181
役務委託等	1,698 (85.8)	282 (14.2)	1,980 (100)	8 (0.3)	1,991 (69.9)	369 (12.9)	2 (0.1)	373 (13.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	11 (0.4)	42 (1.5)	22 (0.8)	3 (0.1)	2,850 (100)	4,830
令和2年度	6,003 (86.5)	934 (13.5)	6,937 (100)	40 (0.5)	4,738 (59.4)	1,471 (18.4)	15 (0.2)	830 (10.4)	76 (1.0)	78 (1.0)	314 (3.9)	297 (3.7)	120 (1.5)	0 (0)	7,979 (100)	14,916
製造委託等	4,181 (87.2)	612 (12.8)	4,793 (100)	36 (0.7)	2,881 (54.7)	1,072 (20.4)	15 (0.3)	497 (9.4)	47 (0.9)	72 (1.4)	303 (5.8)	255 (4.8)	89 (1.7)	0 (0.0)	5,267 (100)	10,060
役務委託等	1,822 (85.0)	322 (15.0)	2,144 (100)	4 (0.1)	1,857 (68.5)	399 (14.7)	0 (0.0)	333 (12.3)	29 (1.1)	6 (0.2)	11 (0.4)	42 (1.5)	31 (1.1)	0 (0.0)	2,712 (100)	4,856

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

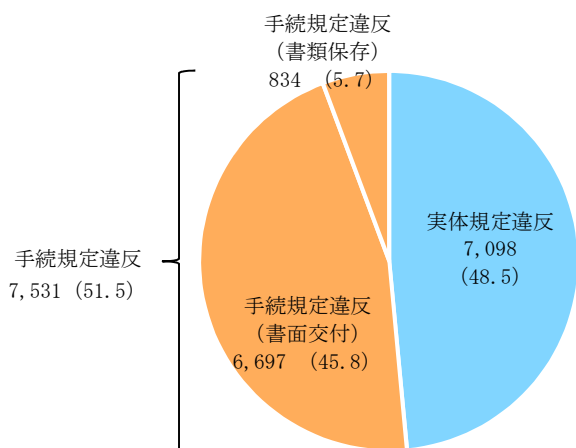
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第7-1図

類型別件数(14,629件)の内訳

[単位：件、(％)]

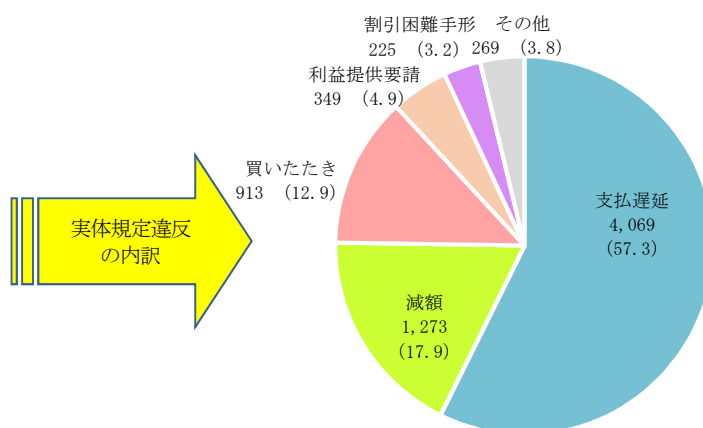


(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第7-2図

実体規定違反件数(7,098件)の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

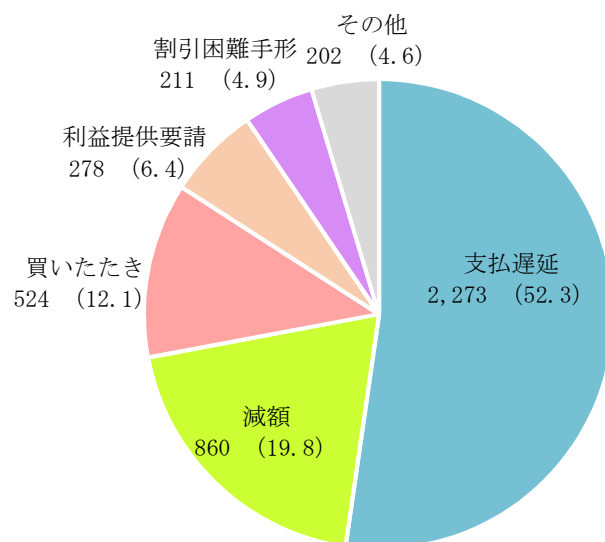


(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第8図参照）

第8図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,348件）の行為類型別内訳

[単位：件、（%）]

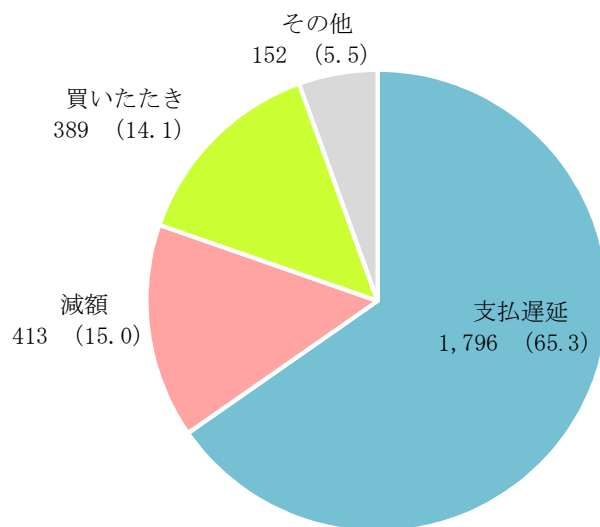


(注) ()内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第9図参照）

第9図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,750件）の行為類型別内訳

[単位：件、（%）]

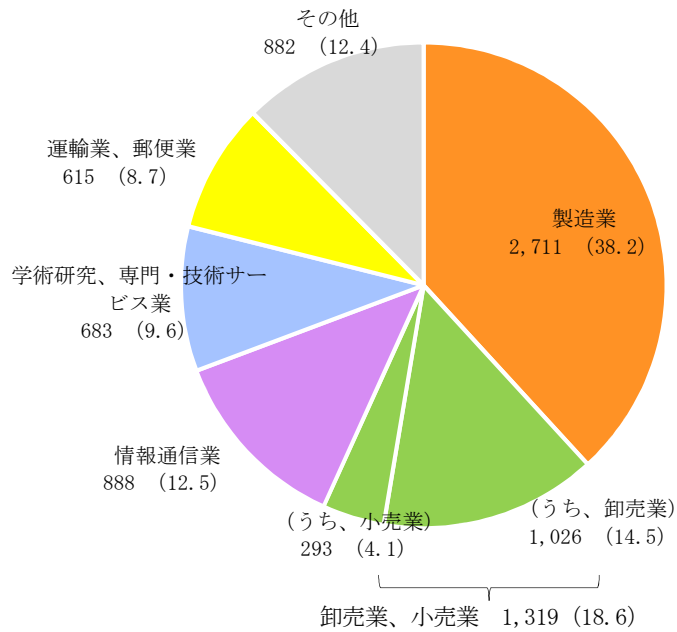


(注) ()内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第 10 図参照）

第 10-1 図 実体規定違反件数（7,098 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

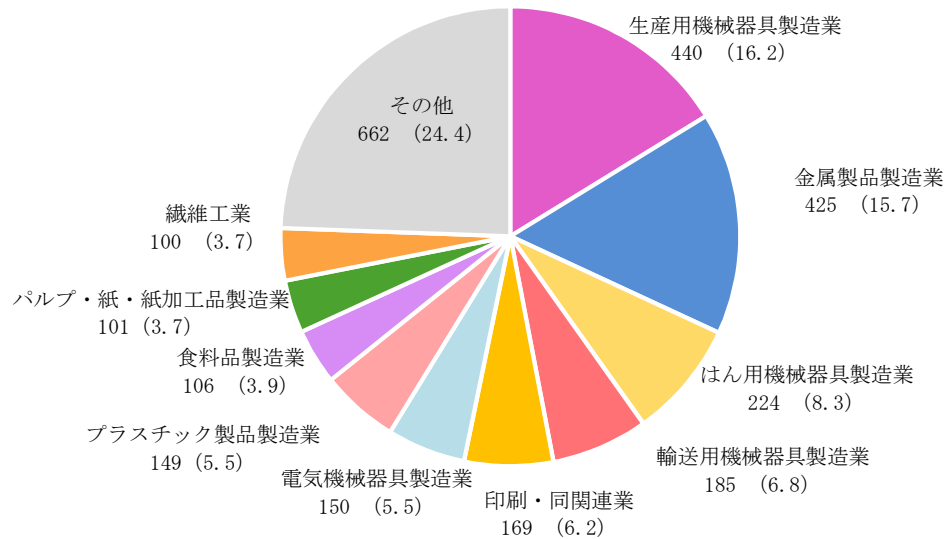
[単位：件、(％)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第 10-2 図 製造業に係る実体規定違反件数（2,711 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、(％)]



(注) () 内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第5表、第11図及び第12図参照）

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者180名から、下請事業者6,294名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額11億3465万円相当の原状回復が行われた。

第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数(注2)	原状回復を受けた下請事業者数(注2)	原状回復の金額(注1)
減額	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
支払遅延	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
返品	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
買ったたき	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
受領拒否	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
やり直し等	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
割引困難な手形の交付	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
購入等強制	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
合計	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円

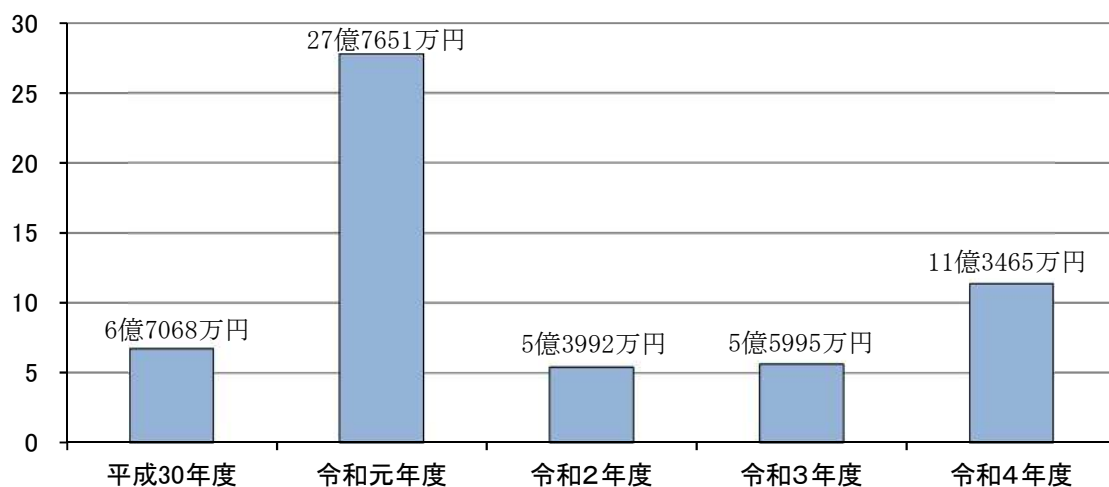
(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第11図 原状回復額の推移

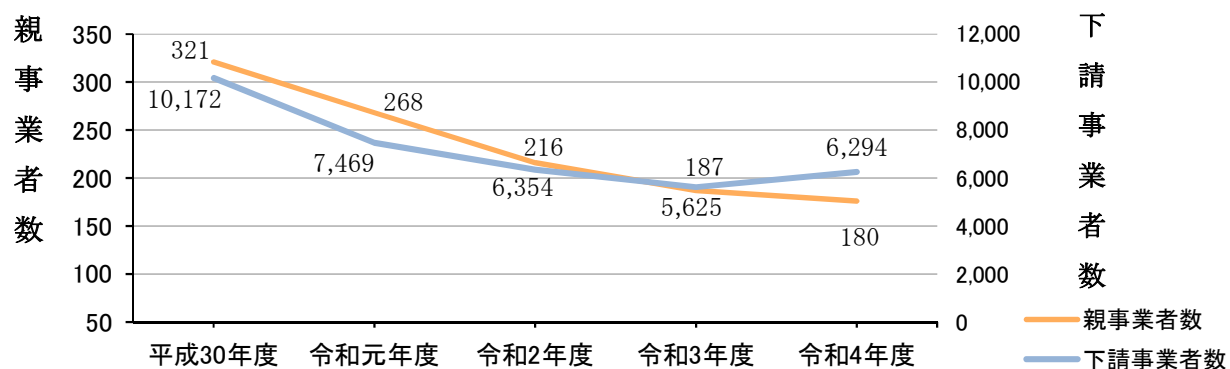
[単位:億円]



第12図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位:名]

[単位:名]



第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。その上で、令和5年3月1日、当委員会は、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめた。具体的には、①「価格転嫁円滑化スキーム」を通じた関係省庁との緊密な連携、②独占禁止法の執行強化、③下請法の執行強化等、④独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を実施してきたところ、令和4年度における具体的な取組内容及び今後の取組は以下のとおり。

<特設ウェブサイト>

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
に関する公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

1 価格転嫁円滑化スキーム

転嫁円滑化施策パッケージでは、業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設した。新たな仕組みにおいて、公正取引委員会では、関係省庁から情報提供や要請を受け付けるとともに、中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けている。当委員会に対しては、令和4年度に、518件の情報が寄せられた。今後も引き続き、関係省庁と連携を図るとともに、「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報を活用し、各種調査を実施していく。

また、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月31日、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況等に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめ、公表するとともに、令和3年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和4年度の下請法上の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種を選定した。当委員会は、同年度においては、174件の重点的な立入調査を実施した（再掲）。さらに、今般、令和4年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和5年度の下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した（別紙5参照）。今後、これらの業種に重点的な立入調査を実施していく。

加えて、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管

省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、同年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。今後、当委員会は、関係省庁とも連携し、関係事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組の強化の内容について、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査において、注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も対象に加えつつ、令和5年内を目途に必要なフォローアップを行う。

「違反行為情報提供フォーム」

(買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

2 独占禁止法の執行強化

(1) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査

公正取引委員会は、令和4年3月30日、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（以下「緊急調査」という。）の中心となる対象業種として22業種を選定し、同年6月3日には受注者8万名に対し、同年8月30日には発注者3万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、同年12月27日、緊急調査の結果を取りまとめ、公表した。

緊急調査においては、受注者に対する書面調査、発注者に対する書面調査等を踏まえて立入調査を306件実施し、後記4(1)の公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に新たに追加したQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）に該当する行為が認められた事業者4,030名に具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。また、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者13名について、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表した。

令和5年度においては、令和4年6月1日から令和5年5月31日までを調査対象期間とし、令和5年5月30日に、緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発注数の書面調査を開始した。この際、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対し重点的に調査票を送付するなど労務費に関する対応を強化する。あわせて、緊急調査において注意喚起文書を送付した4,030名及び多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められたため事業者名を公表した13名について、その後の価格転嫁の取組状況の確認（フォローアップ）を行う。

(2) スタートアップをめぐる取引に関する調査

公正取引委員会及び経済産業省は、令和4年3月31日、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定した。当委員会は、この指針を踏まえた取引が行われているかどうかを把握するため、同年6月15日、スタートアップ約5,600名、連携事業者・出資者約1万1,500名を対象とした書面調査をそれぞれ実施し、さらに、連携事業者・出資者13名への立入調査

及びスタートアップ 37 名へのヒアリングを実施した。同調査において、独占禁止法上の問題につながるおそれのある事項が見受けられた連携事業者・出資者 8 名・11 件の行為に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付するとともに、同年 12 月 23 日、調査結果を取りまとめ、公表した。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。

令和 3 年に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査では、公正取引委員会は、同年 10 月 8 日に荷主 3 万名に対し、令和 4 年 1 月 14 日に物流事業者 4 万名に対し、それぞれ書面調査を開始した。書面調査等を踏まえ、エネルギー等のコスト上昇分の転嫁拒否が疑われる事案について、荷主 19 名に対する立入調査を実施し、同年 5 月 25 日、調査結果を取りまとめ、公表した。同調査においては、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主 641 名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。

令和 4 年に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査では、同年 9 月 30 日には荷主 3 万名に対し、令和 5 年 1 月 13 日には物流事業者 4 万名に対し、それぞれ書面調査を開始した。今後、書面調査等の結果を踏まえ、同年 6 月上旬に調査結果を取りまとめ、公表する。

(4) 労働基準監督機関との連携強化

公正取引委員会は、従前から、厚生労働省との間において、労働基準監督署が、労働基準関係法令違反の背景に独占禁止法違反行為又は下請法違反行為の存在が疑われる事案を把握した場合に、厚生労働省が当委員会に通報を行う制度を運用してきた。この通報制度を拡充するものとして、労働基準監督署が、事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引き上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、通報の対象とすることとなり、令和 4 年 4 月 1 日、拡充された通報制度の運用が開始された。

(5) 公正取引委員会の体制強化

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行体制の更なる強化を図る観点から、令和 4 年 5 月 20 日、関係事業者に立入調査等を行う「優越Gメン」の体制を新たに創設した。

また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定）において「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」に向けて「公正取引委員会等の執行体制を強化する」とされたことを踏まえ、同年 12 月 9 日、官房参事官（中小事業者等担当）及び経済取引局取引部企業取引課企画官の新設並びに定員 50 人の増員を緊急的に行った。

3 下請法の執行強化等

(1) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした。当委員会は、令和4年度においては、9件について改善報告書の提出を求めた（再掲）。

(2) 下請取引の監督強化のための情報システムの構築

転嫁円滑化施策パッケージでは、下請法違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に下請法に基づく調査対象とするため、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、申告情報などを一元的に管理できる情報システムを新たに構築することとされていたところ、公正取引委員会は、令和4年10月、当該情報システムの運用を開始した。

(3) ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書

昨今のDX（Digital Transformation）化の流れを支えるソフトウェア業においては、多重下請構造型のサプライチェーンの中で、下請法上の買ったたき、仕様変更への無償対応要求といった違反行為の存在が懸念されたことから、公正取引委員会は、ソフトウェア業における2万1000名（資本金3億円以下）を対象としたアンケート調査、関係事業者・団体に対するヒアリング調査などによって、ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査を実施し、令和4年6月29日に報告書を取りまとめ、公表した。

4 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等

(1) 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、当委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に新たにQ&Aを追加し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあり、後記の①及び②の二つの行為がこれに該当することを明確化した。

- | |
|---|
| <p>① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> |
|---|

※下請法運用基準は、前記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

前記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が

強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、

- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、それぞれ下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがある行為として挙げている。

公正取引委員会は、前記の下請法運用基準及び独占禁止法Q&Aについて、関係省庁とも連携しつつ、後記アからウまでのとおり、改めて事業者、事業者団体等向けの周知徹底を図った。

ア 円滑な価格転嫁に向けた要請

公正取引委員会は、令和5年3月15日、円滑な価格転嫁の実現に向けて、積極的な協議を後押しする観点から、前記(1)に記載の考え方の周知等について、関係事業者団体約1,600団体に対し、公正取引委員会委員長の文書をもって要請した。

イ 経済団体等への働きかけ

公正取引委員会は、発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者への周知徹底を図るため、令和5年2月以降、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体・事業者等への周知について働きかけを行った。

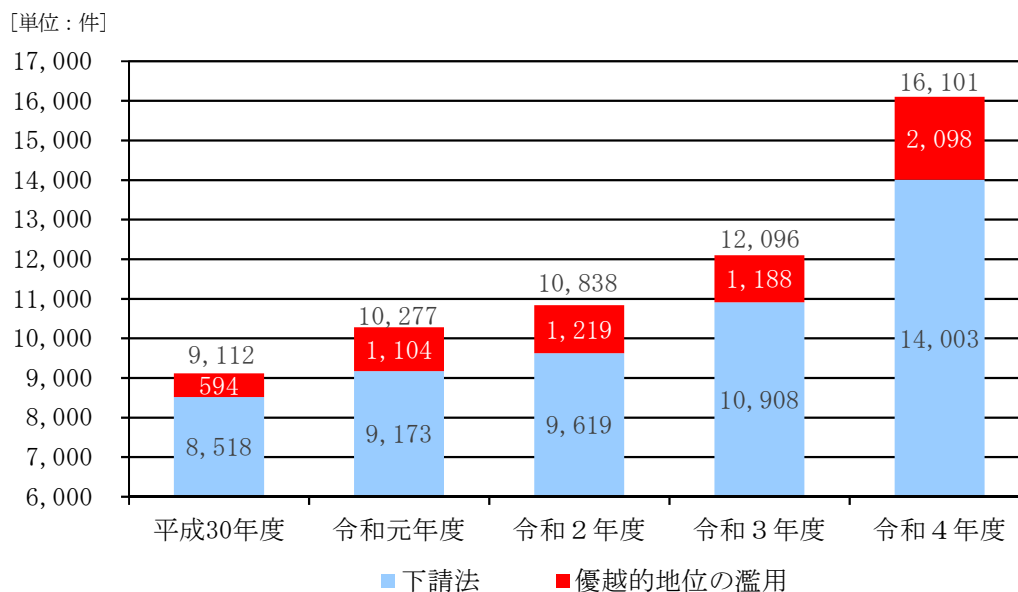
ウ ウェブサイト等を通じた周知

令和5年1月31日、政府インターネットテレビに、下請法を解説する新たな動画「下請事業者を守る下請法」を掲載し、その中に、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要である旨を盛り込んだ。

(2) 相談対応の強化

公正取引委員会では、相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和4年度においては、下請法に関する相談が14,003件、優越的地位の濫用に関する相談が2,098件の合計16,101件の相談に対応した。また、令和3年9月8日、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、当該相談窓口ではフリーダイヤル経由で電話相談に対応した。

第13図 下請法及び優越的地位の濫用に関する相談件数の推移



また、公正取引委員会は、令和3年9月8日以降、中小事業者等からの要望に応じ、下請法及び優越的地位の濫用について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施している。令和4年度においては、1件のオンライン相談会を実施した。

さらに、公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、相談を受け付けている。令和4年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

公正取引委員会は、今後も引き続き、相談対応の強化を進めていく。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) - ゼロゼロ-110番
電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00
 (土日祝日・年末年始を除く。)

(3) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

公正取引委員会は、令和4年度において、以下の取組を実施したところ、今後も引き続き、不当なしわ寄せ防止に向けた取組の普及啓発活動の拡充・強化を進

めていく。

ア 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和 4 年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的に P R することを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「適正な価格転嫁で未来を築く」を令和 4 年度の特選作品として選定した。

イ コンプライアンス確立への積極的支援

(ア) 基礎講習

公正取引委員会は、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施しているところ、令和 4 年度においては、26 回の講習の実施に加え、講習動画を当委員会ウェブサイト上で公開した。

(イ) 応用講習

公正取引委員会は、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習を実施しているところ、令和 4 年度においては、講習動画を当委員会ウェブサイト上で公開した。

(ウ) 業種別講習

公正取引委員会は、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習を実施しているところ、令和 4 年度においては、荷主・物流事業者向けに講習動画を当委員会ウェブサイト上で公開した。

(エ) 研修会等への出講

公正取引委員会は、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講しているところ、令和 4 年度においては、事業者団体等へ 72 回の出講を実施した。

ウ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和 4 年度においては、関係事業者団体 1, 650 団体に対し、令和 4 年 11 月 25 日に要請を行った。

エ 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和 6 年を目途として、サイトが 60 日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものと

して指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することと
しているところ、令和5年2月22日、手形等のサイトの短縮化の更なる促進
を図るため、令和3年度に引き続き、当委員会及び中小企業庁の連名で、サイ
トが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約
6,000名に対し、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮するこ
とを要請した。

オ 下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取
引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。
令和4年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。令和4
年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギ
ーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った（寄せ
られた主な意見は別紙6参照）。

令和4年度における勧告事件

(株)エスアイシステムに対する件（令和4年9月9日）	
親事業者	(株)エスアイシステム（本社 東京都）
事業内容	食料品及び飲料品の卸売等
下請取引の内容	(株)セブン-イレブン・ジャパン及び同社がフランチャイズ・システム本部の機能を有するフランチャイズチェーンに加盟する事業者等に対して販売する食料品及び飲料品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「写真代」 ^(注) を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和元年11月～令和2年12月）。
減額金額	下請事業者46名に対し、総額3628万847円 【勧告前に返還済み】

(注) エスアイシステムは、同社がセブン-イレブン店舗に販売する商品について、セブン-イレブン・ジャパンから同店舗に配信する「商品案内」を作成する費用を請求されており、その全額を「写真代」と称して、下請事業者に支払うべき下請代金の額から減じていたもの。

廣川(株)に対する件（令和5年3月8日）	
親事業者	廣川(株)（本社 大阪市）
事業内容	包装資材、販売促進用商品等の卸売等
下請取引の内容	ア 食品製造業者等に販売する包装資材等又は食品製造業者等から製造を請け負う包装資材、販売促進用商品等の製造 イ 食品製造業者等から作成を請け負う印刷物等のデザインの作成
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和3年9月～令和4年10月）。 ア 「歩引」 ^(注1) の額 イ 「でんさい手数料」 ^(注2) の額 ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、廣川が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額
減額金額	下請事業者87名に対し、総額1323万6486円 【勧告前に返還済み】

(注1) 廣川は、下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を「歩引」と称して差し引いて支払っていた。

(注2) 廣川は、下請代金を電子記録債権で支払う際に、廣川が金融機関に支払う電子記録債権の発生記録請求に係る手数料に相当する額を「でんさい手数料」と称して差し引いて支払っていた。

岡野バルブ製造(株)に対する件（令和5年3月16日）	
親事業者	岡野バルブ製造(株)（本社 北九州市）
事業内容	発電用バルブ ^(注) の製造、保守等
下請取引の内容	自社が販売する発電用バルブの部品の製造

違反行為の概要 (期間)	【不当な経済上の利益提供要請（第4条第2項第3号）】 下請事業者に対し、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に木型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（遅くとも令和3年8月1日～令和4年12月6日）。
保管させていた 木型等の数	下請事業者9名に対し、木型等合計330個分（総額は未確定）

(注) 発電所で用いられる高温高圧バルブのこと。

㈱キャメル珈琲に対する件（令和5年3月17日）	
親事業者	㈱キャメル珈琲（本社 東京都）
事業内容	「カルディコーヒーファーム」と称する店舗等での食品等の販売等
下請取引の内容	消費者等に販売する食品等の製造
違反行為の概要 (期間)	①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 オンラインストアで販売した商品の下請代金を支払う際に、「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和3年5月～令和4年12月） ^(注) 。 ②【返品（第4条第1項第4号）】 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた（令和3年5月～令和4年7月）。 イ 一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 ③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 前記②の返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（令和3年5月～令和4年7月）。
金額	①下請代金の減額 下請事業者58名に対し、総額748万4506円 【勧告前に返還済み】 ②返品 下請事業者49名に対し、総額305万3210円 【前記②アについて、勧告前に返還済み】 ③不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者46名に対し、総額313万160円 【勧告前に返還済み】

(注) 勧告時点で取りやめていない。

工機ホールディングス㈱に対する件（令和5年3月27日）	
親事業者	工機ホールディングス㈱（本社 東京都）
事業内容	電動工具の販売等
下請取引の内容	電動工具向けホースカバーセットの製造
違反行為の概要（期間）	【買ったとき（第4条第1項第5号）】 原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。
金額	下請事業者1名に対し、302万9268円（下請事業者が提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額）【勧告前に返還済み】

㈱ナフコに対する件（令和5年3月29日）	
親事業者	㈱ナフコ（本社 北九州市）
事業内容	日用雑貨品、家具等の販売
下請取引の内容	消費者に販売する日用雑貨品、家具等の製造
違反行為の概要（期間）	【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた（令和3年2月～令和4年12月）。
金額	下請事業者181名に対し、総額4042万6744円

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

令和 4 年度における下請法違反実例

1 買ったたきの事例

港湾運送業務を下請事業者に委託している運送会社は、エネルギーコスト等が高騰したことを理由として、下請事業者から取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

食品等の製造を下請事業者に委託している食品製造会社は、原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

運送業務を下請事業者に委託している運送会社は、荷物の搬送に使用したパレット等の一時保管費用が増加していることを理由として、下請事業者から取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

インフラ関係施設の設備装置等の製造を下請事業者に委託している機器等製造会社は、労務費、原材料価格等のコストが高騰しているにもかかわらず、自らの予算単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

合成繊維ロープの製造等を下請事業者に委託している合成繊維ロープ製造会社は、労務費等の高騰を理由として、下請事業者から作業単価の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

建築部材の製造を下請事業者に委託している卸売会社は、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と十分に協議をすることなく、従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

自動車用部品等の製造を下請事業者に委託している自動車用部品等製造会社は、量産期間が終了し、補給用部品として少量生産に移行した部品について、従前よりも部品単価が高価となることを認識しているにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるものである。

電子部品等の製造を下請事業者に委託している電気機械器具等製造会社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせたが、実際には少量の発注しかしないにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく一方的に多量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるものである。

2 フリーランスに関連するもの

○書面の交付義務

広告デザインの作成等を個人事業主の下請事業者に委託している広告会社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

○支払遅延

ホームページのデザインの作成を個人事業主の下請事業者に委託しているホームページ制作会社は、下請事業者に作成を委託したデザインを受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

○減額

ソフトウェアの開発を個人事業主の下請事業者に委託しているコンサルタント会社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

このような行為は、下請法が禁止する減額に該当するものである。

3 金型に関連するもの

○利益提供要請

自社が販売する発電用バルブの部品の製造を下請事業者に委託している発電用バルブ製造会社は、自社が所有する木型及び金型を貸与していたところ、当該木型及び金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者

に当該木型及び金型を無償で保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するものである。

令和5年1月から3月までの間における買いたたきの指導件数（693件）
の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

製造業に対する措置件数 (244件)の内訳				卸売業、小売業に対する措置件数 (126件)の内訳				その他の業種に対する措置件数 (323件)の内訳			
業種	措置件数	割合	業種	措置件数	割合	業種	件数	割合			
金属製品製造業	49件	20.1%	機械器具卸売業	41件	32.5%	運輸業、郵便業	118件	36.5%			
生産用機械器具製造業	45件	18.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	19件	15.1%	道路貨物運送業	15件	4.6%			
輸送用機械器具製造業	23件	9.4%	その他の卸売業	16件	12.7%	道路貨物運送業以外	47件	14.6%			
繊維工業	14件	5.7%	機械器具小売業	15件	11.9%	情報サービス業	16件	5.0%			
はん用機械器具製造業	14件	5.7%	繊維・衣服等卸売業	11件	8.7%	情報サービス業以外	29件	9.0%			
プラスチック製品製造業	10件	4.1%	その他	24件	19.0%	技術サービス業	20件	6.2%			
食料品製造業	9件	3.7%	合計	126件	100%	その他の事業サービス業	11件	3.4%			
その他の製造業	9件	3.7%				その他の事業サービス業以外	10件	3.1%			
印刷・同関連業	8件	3.3%				複合サービス業	13件	4.0%			
電気機械器具製造業	8件	3.3%				その他	44件	13.6%			
家具・装備品製造業	8件	3.3%				合計	323件	100%			
その他	47件	19.3%									
合計	244件	100%									

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とにならない。

措置件数（8,671件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和4年度			令和3年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	256	255
東北地区	青森県	42	33
	岩手県	53	52
	宮城県	97	110
	秋田県	48	40
	山形県	72	76
	福島県	84	69
東北地区計		396	380
関東甲信越地区	茨城県	121	100
	栃木県	94	80
	群馬県	120	122
	埼玉県	302	307
	千葉県	167	157
	東京都	2,680	2,319
	神奈川県	537	445
	新潟県	213	143
	山梨県	44	36
長野県	179	114	
関東甲信越地区計		4,457	3,823
中部地区	富山県	55	64
	石川県	80	62
	岐阜県	110	69
	静岡県	187	160
	愛知県	422	403
	三重県	53	65
中部地区計		907	823

令和4年度			令和3年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	55	55
	滋賀県	75	66
	京都府	166	166
	大阪府	795	797
	兵庫県	253	253
	奈良県	42	30
	和歌山県	28	39
近畿地区計		1,414	1,406
中国地区	鳥取県	42	33
	島根県	42	40
	岡山県	116	141
	広島県	212	220
	山口県	72	55
中国地区計		484	489
四国地区	徳島県	27	37
	香川県	74	70
	愛媛県	72	65
	高知県	40	35
四国地区計		213	207
九州地区	福岡県	262	236
	佐賀県	37	33
	長崎県	43	49
	熊本県	54	51
	大分県	42	32
	宮崎県	31	33
	鹿児島県	25	42
	九州地区計		494
沖縄地区	沖縄県	50	67
全国計		8,671	7,926

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

令和5年度における重点立入業種の選定

公正取引委員会は、令和4年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和5年度の下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した。

公正取引委員会は、今後、これらの業種について重点的な立入調査を実施していく。重点的な立入調査を通じて、協議を経ない取引価格の据置き等が認められた事案については、下請法上の勧告又は指導を迅速かつ積極的に実施する。

令和4年度における下請法上の「買ったたき」913件の処理状況

製造業に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合 (%)
金属製品製造業	79 (64)	23.2 (19.9)
生産用機械器具製造業	63 (57)	18.5 (17.7)
輸送用機械器具製造業	39 (32)	11.4 (9.9)
その他	160 (169)	46.9 (52.5)
合計	341 (322)	100

製造業以外に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合 (%)
道路貨物運送業	173 (155)	30.2 (28.5)
情報サービス業	58 (63)	10.1 (11.6)
その他	341 (326)	59.6 (59.9)
合計	572 (544)	100

(注1) () 内は前年度の件数及び割合。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

1 適正な価格転嫁に向けた取組・課題

- 取引先が価格転嫁に応じている要因として「転嫁円滑化施策パッケージ」が一定程度浸透していることが挙げられる。当該施策を認知していない取引先に対しても当該施策を紹介することで価格転嫁に応じてもらえた。(機械器具卸売業)
- 取引先に原材料価格の高騰に伴う価格転嫁を受け入れてもらったが、これは、公正取引委員会が目を光らせているおかげである。(電気機械器具製造業)
- 親事業者側から価格交渉を持ち掛けられることはない。価格転嫁が認められるのは原材料価格の高騰分のみである。(生産用機械器具製造業)
- 原材料価格の高騰分については、ある程度価格転嫁ができています。しかし、労務費については、価格転嫁ができていない。(輸送用機械器具製造業、木材・木製品製造業)
- コストに占める労務費の割合が高い業種であることから、最低賃金の上昇に伴い取引先に価格転嫁を申し入れているが、ほとんどの取引先は価格交渉に応じてくれない。(ビルメンテナンス業)

2 金型の保管費用の状況

- 長期にわたり無償で保管することが慣例であった金型保管費用について、有償化の打診が行われるようになった。(生産用機械器具製造業)
- 長期間発注のない部品について、その金型の処分を申し入れたところ、発注者から保有しておくように言われ、無償で預かったままになっている。(電子部品・デバイス・電子回路製造業)
- 発注内容の変更、取消等において、発注者側から再見積の提出を依頼してくるケースが増えており、発注者側の法令遵守の意識が高まっていると思う。(デザイン業)

3 下請代金の手形払の状況

- 手形サイトは、ほぼ60日に短縮された。当社から短縮を要請してはいないので、公正取引委員会の働きかけの結果であると思う。(金属製品製造業)
- 手形払から現金払に変更されることが増えてきた。公正取引委員会の取組のおかげであると思う。(プラスチック製品製造業)

- 手形払の現金化については、川上の事業者が現金化に動かなければ、中小企業が対応することは難しい。川上の事業者に働きかける必要がある。(荒物卸売業)
- 手形等の現金化や手形サイトの短縮が進んでいるようには感じない。(繊維工業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業)

4 免税事業者及びインボイス制度への対応状況

- 取引条件について課税事業者と免税事業者を区別することは考えておらず、免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に取引価格を引き下げることが考えていない。(繊維・衣服等卸売業)
- 免税事業者との取引量は多くないので、仕入税額控除ができなくなっても取引先の変更、取引価格の引下げはしない予定である。(輸送用機械器具製造業、化学工業)

5 フリーランスとの取引状況

- 現在もフリーランスに発注する際はメール等の記録に残る方法で発注しているので、新たな法が施行されても負担増にはならない。(映像・音声・文字情報制作業)

6 公正取引委員会への意見・要望

- 令和4年12月に公正取引委員会が行った、価格転嫁に関する事業者名の公表のような取組は好ましいものと評価している。更に監視を強化してほしい。(輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、ビルメンテナンス業)
- 親事業者向けの下請法等の普及啓発は継続しつつ、下請事業者が泣き寝入りしないように下請事業者向けの下請法等の普及啓発にも力を入れてほしい。(金属製品製造業)
- 公正取引委員会は事業者からみると近寄りがたいイメージがあるため、「違反行為情報提供フォーム」など気軽に情報提供できる仕組みを設けたことは良い取組である。(鉄鋼業)
- 下請法の書面調査は違反被疑行為を発掘する上で有効である。親事業者は自社の取引が適正かどうかを確認する機会になり、下請事業者は取引上の問題を公正取引委員会に伝えることができる。(輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業)

下請法違反勧告事件一覧（平成30年4月1日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
30- 1	マル厨工業㈱	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利、協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建㈱	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品㈱	製造	H30.8.29	減額(年契基本、発注オンライン料、販促 スポット条件、決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業㈱	製造	H30.10.17	減額(金利相当額、仕入値引)	33	11,131,440		
30- 5	㈱サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品サンプル)(下段)			14	11,178,161 (注5)
							175	6,926,770 (注5)
30- 6	アイア㈱	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等、歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	㈱柿安本店	製造	H31.1.23	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓㈱	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	㈱LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業㈱	製造	R1.9.27	減額(期間契約、特別物件価格協力、手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装㈱	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業㈱	製造	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	㈱レリアン	製造	R2.2.14	減額(マークダウン等による値引き、手数料、金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)			10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	㈱サンクゼール	製造	R2.3.19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		
R2- 1	㈱リーガルコーポレーション	製造	R2.4.10	返品			26	11,474,218
R2- 2	㈱コモディイダ【措置請求】	製造	R2.6.18	減額(レポート、POP代、振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	㈱フジデン	役務	R2.7.30	減額(CS管理費、防犯カメラ代)	12	28,826,725		
R2- 4	マツダ㈱	製造	R3.3.19	不当な経済上の利益の提供要請(手数料)			3	51,123,981
R3- 1	㈱ティーガイア	役務	R3.6.23	減額(戻入金)	8	56,609,388		
R3- 2	東京吉岡㈱	製造	R3.6.30	減額(歩引)	24	20,150,166		
R3- 3	㈱ナガワ【措置請求】	製造	R3.11.12	減額(早期支払割引料)	66	19,119,134		
R3- 4	㈱イング	製造	R4.3.1	減額(物流費、物流業務委託料)	24	70,948,217		
R4- 1	㈱エスアイシステム	製造	R4.9.9	減額(写真代)	46	36,280,847		
R4- 2	廣川㈱	製造	R5.3.8	減額(歩引、でんさい手数料、振込手数料)	87	13,236,486		
R4- 3	岡野バルブ製造㈱	製造	R5.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(木型)			9	
R4- 4	㈱キャメル珈琲	製造	R5.3.17	減額(センターフィー) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(下段)			49	3,053,210
							46	3,130,160
R4- 5	工機ホールディングス㈱	製造	R5.3.27	買ったたき			1	3,029,268
R4- 6	㈱ナフコ	製造	R5.3.29	返品			181	40,426,744

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

(注5)米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。